

自然と共生する心

自然や森林を守り育み、自然と調和して生きる、それが「自然と共生する心」です。

知床世界自然遺産をはじめとする原生的な自然から身近にある森や川などまでしっかり守るとともに、自然のしくみをよく理解し、自然の恵みを賢く利用しましょう。

【行動目標】

自然のすばらしさにふれ、 身近な川や湖などを守る環境保全活動に参加しよう

自然観察会や自然公園の美化清掃への参加などを通じて、自然のすばらしさを理解し、さわやかな空気、水、多様な野生生物など豊かな自然環境を守るとともに、住民参加型の環境モニタリングや水環境保全講習会に参加するなどして、健全な水循環を支える水質保全活動を進めましょう。

すぐれた自然環境や身近なみどりは、私たちにうるおいや安らぎをもたらすだけでなく、さまざまな生き物の生息の場、また、大気の浄化や気温上昇の抑制、二酸化炭素の吸収、災害の防止など、多くの重要な役割を果たしています。また、水は、自然環境や私たちの生活を支える基本的な要素で、海、大気、河川等を巡る水の循環は、水質の浄化や生態系の保全に大きな役割を果たしています。

一方、私たちは、日常生活や経済活動における水の使用、汚水や廃棄物の排出などにより、自然環境に負荷を与えています。

私たち一人ひとりが、身近なみどりを育て、自然や水とふれあい、日常生活やレジャーにおいて水、大気、動植物等への負荷の低減等に配慮した行動を実践するとともに、環境保全活動を進め、本道の豊かな自然環境の保全と健全な水循環の確保を目指します。

【行動メニュー】

身近なみどりの育成、自然とのふれあいを進めよう

庭木や生け垣などみどりを育てる
家の前の街路樹などへの水やり、手入れを行う
自然観察会やバードウォッチングへの参加などにより身近な自然とふれあう
市民農園などで土やみどりとのふれあいを体験する
通学や通勤など日常生活において身の回りの自然に目を向ける

自然環境を守ろう

野生動物には、むやみに近づかない、エサを与えない
ペット等を自然に放さない
外来生物を自然に放したり、植えたりしない
自然公園などでは、むやみに動植物をとらない

自然の中では、むやみに大声や騒音を出さない。
自然の中では、決められた場所以外でのたき火を行わない
登山のときには、携帯用トイレを使う
登山道や散策道から外れて歩かない
野外へ出かけたときは、ごみのポイ捨てはしない
釣りをするときには、釣り針やテグスを川や海に捨てない
外来魚を釣ったときは、再放流しない
道路、広場等以外では、RV車、スノーモービルなどのむやみな使用をやめる
動物注意の標識のある道路では、野生動物の飛び出しに注意し、車の速度を落とす
鳥類の衝突の多い大きな窓ガラスには、鳥類の衝突防止のため、格子状の目印や猛禽類の絵柄のシールを貼る
地域の自然環境保全の取組に参加する

大気環境を保全しよう

車両の運転を見直そう
車をなるべく使わない
エコドライブを行う (例)
<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを行う ・発進時にはアクセルをふんわりと踏む ・車間距離に余裕をもって加速の少ない運転をする ・止まるときは早めにアクセルから足を離す ・カーエアコンの温度・風量をこまめに調節する ・暖気運転の時間はなるべく少なくする ・出かける前にあらかじめ行き先や走行ルートを計画する ・タイヤの空気圧をこまめにチェックする ・不要な荷物を積まない ・交通の妨げになる違法駐車をやめる

水環境を保全しよう

身近な河川に関心をもとう
近くの川に行ってみる、河畔を散歩してみる、写真を撮ってみる
近くの川にどんな動植物が生息・生育しているか「見て」・「聞いて」・「調べて」みる
市町村や市民団体などに、河川をきれいにする取り組みについて聞いてみる
市町村や市民団体などが行っている水と親しむイベントや自然観察会などに参加してみる
環境保全活動に参加しよう
住民参加型の環境モニタリングや水環境保全講習会などに参加する
日常生活での水の使用や排水に気をつけよう
水道水の出しっ放しはしない
水切りネットや排水口ネットの使用により排水から固形物を除去する
油やソースなどは紙や古着で拭き取ってから洗う
洗剤は適正量を使用する
使用済みの油は回収するか凝固剤などにより処理し、排水口に流さない

適切な排水対策をとろう
生活排水が直接河川等へ流出しないよう浄化槽設置などの対策を講じる
下水道区域にある場合には、下水道へ接続する

【道内での主な取組事例】

道内には、道民、事業者、民間団体、行政機関等の各主体が連携、協働して、地域で環境保全活動に取り組んでいる事例が数多くあります。ここでは、その中から、いくつかの事例を紹介します。

【茨戸川清流ルネッサンスII】(石狩)

平成13年度に茨戸川及び札幌北部地区河川が、国土交通省の進める『第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)』の計画対象河川に選定されたことから、茨戸川などに良好な水環境を創造するための施策を総合的に検討することを目的として、「茨戸川ルネッサンスII地域協議会」が設立された。

協議会は学識者、NPO、地域住民、河川管理者、下水道管理者などにより構成され、河川事業や下水道事業のほか、NPO、民間企業、流域住民、行政機関などの協働による河川清掃活動や河畔への植栽、河川環境のモニターなどの取組や、自然観察会の実施、小学校への環境副教材の配布等の普及啓発などを進めている。

【流域連携による尻別川流域の保全】(後志)

尻別川とその流域において、水環境の保全と創造、地域の歴史や文化の涵養と愛護をとおり、市民を中心に産・官・学が垣根を越えてコミュニケーションを深め、豊かで特色ある健全な流域社会をつくることを目的に、尻別川流域住民の有志が中心となって、平成8年に「しつべつりバーネット」を設立。平成12年にNPO法人化。

ニセコ町にある「みらいの森」や尻別川河畔での植林・育林のほか、流域の関係機関と連携して清掃活動を行う「尻別川クリーン作戦」などを展開している。

【アポイ岳の再生】(日高)

日高山脈襟裳国定公園のアポイ岳において、自然の遷移と盗掘により劣化と衰退が進んでいるヒダカソウなどの高山植物群落を、特別天然記念物に指定された1952年当時の姿に再生することを目的に、アポイ岳ファンクラブ、様似町、教育委員会、関係機関、研究者などで構成する「カムバック1952アポイ岳再生委員会」を平成17年に設立。森林所有者の協力を得ながら、民間主体による自然再生の取組が進められている。

【自然の番人宣言】(釧路)

釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、平成18年に釧路支庁管内全市町村が共同で「自然の番人宣言」を制定(道内初)。支庁と市町村が連携し、合同パトロール、不法投棄ごみの回収、講演会等の普及啓発活動を実施しているほか、民間では賛同企業が宣言し、社用車へのステッカーの貼付などの取り組みを実施している。

【ねむろ自然の番人宣言】(根室)

根室支庁管内の貴重な自然を、廃棄物の不法投棄やごみのポイ捨てから守り後世に引き継ぐため、管内の住民が自ら「自然の番人」になって行動する「ねむろ自然の番人宣言」を平成20年2月、根室支庁管内各市町が調印。推進委員会を設置し、一斉清掃、パトロール等の取り組みやポスター、ビラ、車両ステッカー等による啓発運動を根室支庁と協力して展開することとしている。

また、民間業者や町内会などにも「番人宣言」に参加するよう呼びかける。